

### 市環境条例に基づく騒音に係る指定建設作業

	作 業 の 種 類
1	動力源として発電機（15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2	質量が8～20トン級以上のタイヤローラー又は質量が10～12トン級以上のロードローラー等締め固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
3	鋼球を使用して建築物等その他の工作物を破壊する作業
4	3に規定する以外の作業で、コンクリート造、鉄骨造又はレンガ造の建築物等を解体する作業

### 市環境条例に基づく振動に係る指定建設作業

	作 業 の 種 類
1	質量が8～20トン級以上のタイヤローラー又は質量が10～12トン級以上のロードローラー等締め固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
2	鋼球を使用して建築物等その他の工作物を破壊する作業以外の作業で、コンクリート造、鉄骨造又はレンガ造の建築物等を解体する作業